



国 監 告 第 4 号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成30年度第1回定期監査
における指摘・要望事項の措置について、別紙のとおり公表する。

平成30年8月21日

国立市監査委員 伯 道 夫

国立市監査委員 藤 江 竜 三

(写)
国政経収第 139 号
平成 30 年 8 月 16 日

国立市監査委員 伯 道 夫 様
国立市監査委員 藤 江 竜 三 様

国立市長 永 見 理 夫

定期監査における指摘・要望事項の措置について（通知）

平成 30 年 6 月 21 日付国監発第 14 号により通知のありました件について、下記のとおり措置したので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき通知します。

記

1. 措置内容
別紙のとおり
2. 要望事項を受けた部局及び担当部長
部 局：健康福祉部
担当部局長：健康福祉部長 大川 潤一

以上

【指摘事項】

(1)①職員の時間外勤務について

職員が時間外で業務を行っているにもかかわらず、時間外勤務として課長より時間外勤務命令を受けていないと思われる事例が多く見受けられた。

職員の時間外勤務については、事前に課長と職員が十分に協議の上、時間外勤務として必要なものについては、時間外勤務命令を発することを今後徹底されたい。

措置前の状況

職員が時間外で業務を行った際、時間外勤務として課長より時間外勤務命令を受けていないと思われる事例が多くあった。

措置の内容

職員が時間外勤務を行う際には、事前に課長と職員が十分に協議の上、時間外勤務として必要なものについては、時間外勤務命令を発するよう徹底していきます。

別紙

健康福祉部 しょうがいしゃ支援課

【指摘事項】

(1)②嘱託員の勤務実績について

嘱託員の2月及び3月の勤務実績を確認したところ、勤務実績簿の勤務時間とタイムカードの退出時刻に乖離が見受けられた。

時間外の勤務実態があった場合は、勤務実績に反映されるよう勤務実績を確認のうえ適切な対応をされたい。

措置前の状況

しょうがいしゃ支援課嘱託員の一部の方の2月及び3月の勤務実績簿の勤務時間とタイムカードの退出時刻に乖離があった。

措置の内容

定期監査での指摘を受けたしょうがいしゃ支援課嘱託員の2月及び3月の勤務実績簿の勤務時間とタイムカードの退出時刻について、再度確認を行い、時間外の勤務実態があった嘱託員については勤務実績に反映するよう適切な措置を進めている。

また、今回の指摘を受け、課内嘱託職員に時間外勤務があった時は、勤務実績簿に記載することを徹底するとともに、月々の報酬支払時において、支払い担当職員、係長、課長が勤務実績簿の勤務時間とタイムカードの退出時刻に乖離がないかを確認して事務の執行に努めていきます。

別紙

健康福祉部 しょうがいしゃ支援課

【指摘事項】

(2)①契約書の押印漏れについて

国立市しょうがいしゃ相談支援事業委託については、3箇所の事業所とそれぞれ委託契約を締結しているが、契約書を確認したところ押印が1箇所漏れている事業所があった。

契約書は契約行為の証拠書類であり、支払いの根拠にもなる重要書類であることから、契約書として不備とならないよう確認を徹底されたい。

措置前の状況

国立市しょうがいしゃ相談支援事業委託については、3箇所の事業所と委託契約を締結しているが、契約書の押印が1箇所漏れている事業所があった。

措置の内容

契約事務の取り扱いに従い、契約書として不備とならないよう代表者印の漏れはないか等の確認を徹底していきます。

別紙

健康福祉部 高齢者支援課

【指摘事項】

(1) ①職員の時間外勤務について

職員が時間外で業務を行っているにもかかわらず、時間外勤務として課長より時間外勤務命令を受けていないと思われる事例が多く見受けられた。

職員の時間外勤務については、事前に課長と職員が十分に協議の上、時間外勤務として必要なものについては、時間外勤務命令を発することを今後徹底されたい。

措置前の状況

職員が時間外で業務を行った際、時間外勤務として課長より時間外勤務命令を受けていないと思われる事例があった。

措置の内容

職員が時間外勤務を行う際には、事前に課長と職員が十分に協議の上、時間外勤務として必要なものについては、時間外勤務命令を発するよう徹底していきます。

別紙

健康福祉部 高齢者支援課

【指摘事項】

(1) ②嘱託員の勤務実績について

嘱託員の2月及び3月の勤務実績を確認したところ、勤務実績簿の勤務時間とタイムカードの退出時刻に乖離が見受けられた。時間外の勤務実態があった場合は、勤務実績に反映されるよう勤務実績を確認のうえ適切な対応をされたい。

措置前の状況

嘱託員の勤務実績簿とタイムカードの退出時刻の乖離は、他の勤務した時間を当日の勤務にあてたものであったため、時間外勤務の実態はなかった。

措置の内容

嘱託員の勤務実績簿とタイムカードの退出時刻の乖離について、「振替休日等指定表」にて確実に記録を行うよう措置します。

【指摘事項】

(3) ①仮徴収額変更通知の誤りについて

介護保険料の年金からの特別徴収について、該当する市民に仮徴収額変更通知を送付したが、市から年金の特別徴収義務者に送付したデータに誤りがあったため、仮徴収額の変更が反映されなかった。そのため、市が通知した額と実際の特別徴収額との齟齬により還付が生じることになり、還付申請書の送付などの対応が必要となった。

市から送付するデータが正しく作成されていることの確認が不十分であったために発生した事案であることから、再発防止のためチェックを徹底されたい。

措置前の状況

従前介護保険料の年金特別徴収義務者へのデータ送信については、送信結果の連絡票について上司への報告を行わず、担当者どまりとしていた。そのため特別徴収義務者へ送信するデータの不備があったとしても、担当者が結果連絡票を見落とした場合、組織としてデータの不備に気づくことは難しかった。

措置の内容

介護保険料の年金特別徴収義務者へのデータ送信について、送信結果の連絡票を都度上司に決裁として報告するよう、作業手順マニュアルを改訂した。

【指摘事項】

(3) ② 予備費の充用について

平成28年度低所得者保険料軽減(国・都)負担金返還金については、平成29年6月に返還額が決定したため補正予算に計上し予算措置することとしていた。しかし、実際には政策経営課に補正予算見積書を提出しておらず予算措置されていなかったが、予算措置されているものと認識し、その後確認もされていなかった。平成30年3月30日の納期限に合わせて支払い手続きをする際に予算措置されていないことに気づき、やむを得ず予備費から充用したものであった。

補正予算見積書を提出したと思い込んだこと及び返還額の決定から納期限までの間に確認をしていないことが原因であるため、再発防止のためチェックを徹底されたい。

措置前の状況

補正予算見積書の取り扱いにつき、政策経営課への提出の記録をとっていなかった。また、返還金額の決定から納期限までの間にも財務会計システム上の予算配分を確認していなかった。

措置の内容

補正予算見積書の取り扱いにつき、必ず政策経営課への提出の記録をとることとし、返還額の決定から納期限までの間にも財務会計システム上の予算配分を確認することを徹底いたします。

別紙

健康福祉部 高齢者支援課

【要望事項】

(1) ①車両の自損事故について

平成12年6月に購入した「多摩41か8430」の車両は、デイホーム事業のため社会福祉法人国立市社会福祉協議会に貸し出して使用していた。平成30年1月にくにたち福祉会館駐車場内での自損事故により高額な修繕が必要となったが、当該車両は17年が経過していることもあり、修繕はせずに廃車することとなった。人的被害や対物の補償はなく、車両については全国市有物件災害共済より保証が受けられたとのことであった。

車両の運行については、「国立市職員の車両運行及び事故防止に関する内規」に規定されているとおり常に安全運転が求められていることから、貸出先にあってもより一層の安全運転の励行に勤められたい。

措置前の状況

市の車両をデイホーム事業のため社会福祉法人国立市社会福祉協議会に貸し出し、社会福祉協議会の職員が運転していた。

措置の内容

デイホーム事業における車両の貸出を廃止しました。

別紙

健康福祉部 高齢者支援課

【要望事項】

(1) ② 決裁文書への追記について

富士見台二丁目遺贈土地樹木剪定作業委託については、履行期限を平成29年11月30日として公益財団法人シルバー人材センターと契約することとなっていた。委託契約決裁には契約先の人員確保等の都合により履行期限平成30年1月31日に延長するとの追記があり、課長までの簡易決裁がされているが、この追記及び簡易決裁がされた日付の記載がされていなかった。

決裁は意思決定の証拠書類であり、履行期限の延長は大きな契約変更に当たることから、やむを得ず決裁後に追記する場合は、意思決定した日付を記載するよう徹底されたい。

措置前の状況

決裁文書の内容について変更を行う際に変更内容を記載し、簡易決裁を行っていたが、決裁を行った日付を記載していなかった。

措置の内容

決裁文書の内容について変更を行う際に決裁を行った日付を記載するようにしました。